

5 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
31	1111	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ)	(一)単一建物居住者が1人の場合	514 単位	514	1回につき
31	1113		((2)以外)	(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486	
31	1115			(三)(一)及び(二)以外の場合	445 単位	445	
31	1112		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	298 単位	298	
31	1114			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	286 単位	286	
31	1116			(三)(一)及び(二)以外の場合	259 単位	259	
31	2111	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		516 単位	516	
31	2112		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		486 単位	486	
31	2113		(3)(1)及び(2)以外の場合		440 単位	440	
31	1221	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2回 限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		565	
31	1222			565 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	665	
31	1251			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		416	
31	1252			416 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	516	
31	1244			(三)(一)及び(二)以外の場合		379	
31	1245			379 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479	
31	1223			(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住者 が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	517
31	1224		517 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位	617	
31	1255		(二)単一建物居住者 が2人以上9人以下 の場合		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	517	517
31	1256		517 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位	617	
31	1225		(三)(一)及び(二)以 外の場合		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	378	378
31	1226		378 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位	478	
31	1253		(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	378	378
31	1254		378 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位	478	
31	1246		(三)(一)及び(二)以 外の場合		がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)	341	341
31	1247		341 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位	441	
31	1248		(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)	341	341	
31	1249		341 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	441		
31	1257		(四)情報通信機器を用いて行う場合(月1回限度)		45 単位	45	
31	1131		ニ 管理栄養士が行う 場合(月2回限度)	(1)当該指定居宅療養管理指導事業 所の管理栄養士が行った場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	544 単位	544
31	1132				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	486 単位	486
31	1133	(三)(一)及び(二)以外の場合			443 単位	443	
31	1134	(2)当該指定居宅療養管理指導事業 所以外の管理栄養士が行った場合		(一)単一建物居住者が1人の場合	524 単位	524	
31	1135			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	466 単位	466	
31	1136			(三)(一)及び(二)以外の場合	423 単位	423	
31	1241	ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合		361 単位	361	
31	1243		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		325 単位	325	
31	1250		(3)(1)及び(2)以外の場合		294 単位	294	
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算	所定単位数の 15% 加算			
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算			
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算			
31	8300	居宅療養令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算		1月につき	